

福岡県公報

平成22年10月22日
第 3 1 7 5 号

目 次

告 示 (第1651号 - 第1662号)

大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) 1
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の供用の開始	(道路維持課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 4
青少年に有害な図書類の指定	(青少年課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の供用の開始	(道路維持課) 5
公 告		
養鶏振興法に基づくふ化業者の登録	(畜産課) 6
貸金業者の業務の停止	(中小企業経営金融課) 6

告 示

福岡県告示第1651号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成22年10月6日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 (仮称)ドラッグコスモス柳川店
(2) 所在地 福岡県柳川市三橋町柳河字連蒲池848番 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 大規模小売店舗を新設する日
平成23年6月7日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1656.78平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県柳川市三橋町柳河字連蒲池848番 外	65

- 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)

福岡県柳川市三橋町柳河字連蒲池848番 外	23
-----------------------	----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県柳川市三橋町柳河字連蒲池848番 外	56.25

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県柳川市三橋町柳河字連蒲池848番 外	6.52

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県柳川市三橋町柳河字連蒲池848番 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年10月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグコスモス長者原店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原字沼ノ内771番1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成23年6月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,189平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県糟屋郡粕屋町長者原字沼ノ内771番1	44

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県糟屋郡粕屋町長者原字沼ノ内771番1	23

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県糟屋郡粕屋町長者原字沼ノ内771番1	25.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県糟屋郡粕屋町長者原字沼ノ内771番 1	9.17

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 9 時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 福岡県糟屋郡粕屋町長者原字沼ノ内771番 1

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後11時まで

福岡県告示第1653号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 (仮称) コメリパワー筑後店
- 所在地 福岡県筑後市大字前津481番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗立地法に基づく届出のあった(仮称)コメリパワー筑後店の筑後市大字前津への出店につきまして異存ありません。

なお、出店にあたっては他の関係法、例規を含め協議調整を行った内容を遵守いた

だくとともに、特に水路の適正な維持管理、災害時の協力体制の確立、良好な環境のための緑化推進等に配慮いただくことを強く求めます。また、地域の一員として地域の経済界及び周辺地域と調和し、良好な相乗効果が生まれるように尽力され、地域への貢献を期待いたします。

福岡県告示第1654号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市大字下白水207 - 188、207 - 253、207 - 255、207 - 257、207 - 259、207 - 261、207 - 263から207 - 265まで、207 - 267、207 - 269、207 - 272、207 - 276、207 - 279、207 - 363から207 - 373まで、及び207 - 375から207 - 455まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神1丁目13番2号

春日フォレストシティ特定目的会社

取締役 吉崎 武雄

福岡県告示第1655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

直方	県道	福岡線	前	直方市大字山部620番18 先から 直方市大字山部620番20 先まで	6.4 ～ 7.0	8.7
			後	同上	13.0 ～ 13.3	

福岡県告示第1656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	飯江線	前	みやま市山川町尾野1929番1先から みやま市山川町九折88番2先まで	8.0 ～ 24.0	1,007.0
			後	同上	8.0 ～ 38.0	

福岡県告示第1657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	飯江線	みやま市山川町尾野1929番1先から みやま市山川町清水1078番2先まで

福岡県告示第1658号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本いやしろ協会

(2) 代表者の氏名

横尾 尚登

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区永犬丸南町一丁目14番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、酸化抑制を通じた鮮度保持の促進等、食文化における物質の変成、技術の啓蒙および、環境浄化に関する事業を行い、市民の心と体の安定を実現し、安心して暮らせる環境作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1659号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。
平成22年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年10月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人ファーマサポート

(2) 代表者の氏名
高館 明

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区大橋1丁目4番29号センターコート大橋202号

(4) 定款に記載された目的
この法人は医薬分業の進展に伴って開設された地方の医療機関、特に保険調剤薬局に対して、薬剤師の数的、質的拡充を図り、ゆとりある作業環境をつくり、薬剤過誤を軽減するとともに、在宅ケアなど今後の高齢化社会に対応できる体制を構築し、地域医療の発展・充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1660号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代11月号	雑誌15277-11	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは

	2	実話ドキュメント11月号	雑誌05267-11	株式会社竹書房	助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
--	---	--------------	------------	---------	-------------------------

福岡県告示第1661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	宗像線	前	宗像市稲元2丁目320番先から 宗像市稲元2丁目316番2先まで	10.3 ~ 11.8	117.2
			後	同上	10.3 ~ 13.6	117.2

福岡県告示第1662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

北九州	宗 像 線 玄 海	宗像市稲元2丁目320番先から 宗像市稲元2丁目316番2先まで
-----	--------------	-------------------------------------

公 告

公告

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	登録業者		ふ 化 場		登録年月日
	名 称	住 所	名 称	所在地	
22 - 1	株式会社 森孵卵場 福岡工場	朝倉市三奈木 650番地	株式会社 森孵卵場 福岡工場	朝倉市三奈木 650番地	平成22年10月22日

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成22年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文

グロース 青木 潤三	北九州市小倉北区 香春口2 - 8 - 11 三萩野ビル32号	福岡県知事 (1)第08576号 平成20年5月15日	平成22年10月1日 貸金業務の全部（ 弁済の受領に関する 業務を除く。） の停止15日間（平 成22年10月2日か ら平成22年10月16 日まで）	貸金業法第24 条の6の4第 1項
毎日クレジット 孫 春植 (森田 春男)	北九州市小倉北区 黒住町24 - 9 原田 ビル2F	福岡県知事 (1)第08622号 平成21年5月15日	平成22年9月30日 貸金業務の全部（ 弁済の受領に関する 業務を除く。） の停止15日間（平 成22年10月1日か ら平成22年10月15 日まで）	同 上